

第6回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨 (2022年11月17日)

I 日時：

2022年11月17日(木) 14:00~15:50

II 場所：

日本公認会計士協会 4階会議室/オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、梅津光弘、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、前原康宏、弥永真生

○ 日本公認会計士協会(説明者)

茂木哲也(会長)、後藤紳太郎(副会長)、西田俊之(常務理事)、樋口誠之(委員長)、山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

1. 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」(非保証業務等)(公開草案)に対して寄せられたコメントへの対応について

担当副委員長から、2022年9月20日に公表した倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」(非保証業務等)(公開草案)について、寄せられたコメントへの対応を中心に説明がなされた。

【主なご意見】

<公開草案に対するコメントNo.1(全般)>

- 本実務ガイダンスの公表に賛同する。監査役等の事前了解に関する実務的な懸念があったが、非保証業務の提供に関する包括的な了解や、複数の社会的影響度の高い事業体を含む企業グループにおける了解について、実務に即した例が示されたため、歓迎したい。
- 本実務ガイダンスの公表に基本的に同意する。本実務ガイダンスを参照しながら、各会計事務所等における判断が行われることになるが、自己レビューという阻害要因を厳格に判断することが重要であるため、会計事務所等への周知徹底を期待する。また、自主規制の観点から、会計事務所等の遵守状況について、品質管理レビュー等によるモニタリングが期待される。

<公開草案に対するコメントNo.2（全般）>

- Q600-1-1に「会計事務所等の独立性に対して及ぼす影響を適切に評価可能にする情報」とあるが「情報」とはどのようなものか。
- 監査役等とのコミュニケーションにおける非保証業務に関する情報提供の網羅性の確保について、監査人の独立性の強化等を通じて依頼人の財務諸表の信頼性を高めることといった倫理規則改正の大きな目的を、実務ガイダンス内でももう少し明確に説明した方がよいのではないか。
- 「双方向のコミュニケーション」とあるが、監査役等が、会計事務所等に対して、どのようなことについてコミュニケーションを行うことが期待されているのか、具体的な例示があったほうがよいと考える。
- 監査役等と会計事務所等とのコミュニケーションが適切に行われることは、依頼人のコーポレートガバナンスの向上にも関連する。「双方向のコミュニケーション等を適時かつ適切に行う」における「等」とは、具体的に何を指しているのか。また、企業のコーポレートガバナンス向上という大きな目的の中で、「適時適切」だけでは不十分であり、双方向の「実効性のある」コミュニケーションとしてはどうか。

(質問への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、表現について検討させていただきたい。

<公開草案に対するコメントNo.3（全般）>

- 諸外国に比べ、日本では、社会的影響度の高い事業体に該当する金融機関の範囲が広く、業務負荷が日本のみ高いという意見を聞く。諸外国と整合性を合わせる形で議論していただきたい。

<公開草案に対するコメントNo.10（提供可能な非保証業務）>

- 実務の蓄積により、提供可能な非保証業務について、今後公表可能な情報について検討を行うということだが、一定の目途が立ってから公表されるのか、又は定期的に何年かおきに1回公表されるのか、いずれの対応となるのか決定していれば、コメント対応として追記いただきたい。
- 非保証業務の提供に関する判断のプロセスとして、各監査法人がどのような判断をしていたかについて、各監査法人に文書化又は記録化を求めることで、後々に検証が可能となると考える。

(質問への回答)

- 文書化については倫理規則本体においても規定している。また、非保証業務に

関する実務の蓄積によって、提供可能な非保証業務についての情報の公開を検討していきたいが、そのためには、年単位で様子を見ながら、情報を蓄積していく必要があると考えている。その他の表現についても、いただいたご意見を踏まえ検討させていただきたい。

<公開草案に対するコメントNo.17（監査役等の了解）>

- 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（以下「監基報 260」という。）における監査報酬や非監査報酬についての情報のコミュニケーションの在り方と、今回の倫理規則における情報提供の網羅性は、質的に異なるものではないか。監基報 260 に基づいて、システム上、既に監査報酬及び非監査報酬の情報に関する整備・運用がされているとのことであるが、同じレベルで本当に実施可能なかどうか、疑問である。ここは発想を変えて、「慎重に対応していただきたい」という内容をメッセージとして発出した方がよいと思う。
- 「コミュニケーション」という言葉と「連携」という言葉が出てくるが、両者の言葉の意味や整合性について再検討いただきたい。
- 投資家の立場としても、監査役の了解を得ることは、非保証業務を提供する上で非常に重要であると考えている。了解のために、会計事務所等には何が必要で、またどのような考え方で取り組む必要があるのかということに記載された方が、当該規定の趣旨が伝わるのではないか。
- 寄せられたコメントでは「各会計事務所等の取組として、どのように情報を統括し提供の可否を判断しているか、また、どのように提供情報の網羅性を担保しているか」について、会計事務所等が監査役等に通知することを求めている。必要な情報を網羅的に提供することが期待されていることについて、研修等を通じて周知するという対応は、質問の趣旨と齟齬があるのではないか。

（質問への回答）

- 報酬に関する情報に関しても周知をしていきたいと考えているが、いただいたご意見を踏まえ、表現について検討させていただきたい。

<公開草案に対するコメント No. 33～35（国際財務報告基準（IFRS）業務）>

- 「監査業務であれば通常実施する「監査の過程で生じる情報又は事項に関連する助言及び提言」と同等の内容にとどまるのであれば、そうした助言を提供することも許容されるものと考えられる。」とあるが、「同等」の判断について、実務上の解釈に幅が生じる可能性があるため「同等」の解釈を示すよう表現を整理してはどうか。

- IFRS 導入支援業務については、あくまで例外として限定して認めることをもう少し強調し、よりわかりやすく記載したほうがよい。
- IFRS 導入支援業務のトライアル実施が今後数年で増加するならば、あくまでも例外的に認めているということをより強調した「このような業務が定着した暁にはトライアルの実施を認める」という記載ではどうか。極論かもしれないが、改正倫理規則の適用当初においては、監査業務を担う会計事務所等は、依頼人のトライアル実施は行わず、その後、数年をかけてこのような業務が定着してきた際に許容することも考えられる。

(質問への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、表現について検討させていただきたい。

<公開草案に対するコメント No. 36、38 及び 39 (上場支援業務) >

- 上場準備会社の置かれている状況は多様であるため、実務ガイダンスの提供が当面難しいことは理解できる。上場を目指す企業は増加しており、中小会計事務所等が上場支援業務を担うことも十分考えられるため、今回の実務ガイダンスには含まれないとしても、今後、何らかの対応が望まれる。
- 上場により社会的影響度の高い事業体となる可能性のある事業体に該当する場合の取扱いについては、実務ガイダンスに対するコメント対応の記載でなく、実務ガイダンス本体において記載することも考えられる。
- 「特にこれらが未成熟な依頼人においては、会計事務所等が依頼人の経営者の責任を担うリスクが高まるとともに、自己レビューという阻害要因が生じる可能性も考えられる」とあるが、改正倫理規則では、経営者の責任を担うリスクが高まると、自己レビューだけではなく、自己利益や馴れ合い、場合によると擁護という阻害要因も生じるとされる。すなわち、経営者の責任を担うリスクが高まることには、既に自己レビューという阻害要因が生じる可能性が当然に含まれているため、この文章は表現が重なっている印象を受ける。

(質問への回答)

- IPO 関連で提供できない業務としては、まず法令で禁止されている業務は提供できず、また、経営者の責任を担う業務は提供できない。それら二点をクリアしていた場合でも、自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合は、社会的影響度の高い事業体に対する非保証業務は提供できないため、経営者の責任を担わない業務であっても、自己レビューという阻害要因が生じる可能性はある。いただいたご意見を踏まえ、表現について検討させていただきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上